

計 画 書

南城都市計画用途地域の変更（南城市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の 後退距離 の 限 度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の 限 度	その他 及び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 26ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10.0m	22.3%
第一種中高層 住居専用地域	約 34ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	29.3%
	約 2.8ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	2.4%
小 計	約 37ha	—	—	—	—	—	31.7%
第二種中高層 住居専用地域	約 2.8ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.4%
第一種住居地域	約 24ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	20.9%
第二種住居地域	約 26ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.7%
合 計	約 116ha	—	—	—	—	—	100.0%

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

佐敷地区は、都市計画マスタープランにおいて佐敷西部都市拠点（市街地）として位置づけられていることから、住居系土地利用を促し、安全で良好な居住環境の誘導・形成を図る。

また、国道 331 号沿道及び公共用地（新開球場周辺）については、道路改良並びに再整備に向けて土地利用に変更があることから、用途地域の変更を行う。